

<紹介>イギリス産業革命史の一側面 : John Prest;The Industrial Revolution in Coventry, 1960.Oxford University Press. の紹介

フナヤマ, エイチ / 船山, 榮一 / FUNAYAMA, Eiichi

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

135

(終了ページ / End Page)

152

(発行年 / Year)

1963-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017590>

《 紹 介 》

イギリス産業革命史の一側面

—— John Prest ; The Industrial Revolution in Coventry,

1960. Oxford University Press. の紹介 ——

船 山 栄 一

イングランドのほぼ中央にあるコヴェントリー市といえば、一般には、かの「サイラス・マーナー」の著者G・エリオットの生地であり、彼女の作品「ミドルマーチ」のモデルはここからとられたことが連想されるかもしれない。イギリス経済史上、コヴェントリー市は古くからの特権都市であったばかりでなく、とりわけ絶対王制期における著名な毛織物工業の中心地であったことが知られている。ただし、すでに一八世紀には、コヴェントリーの主要産業は従来の毛織物生産から絹リボン生産へとまったく転換してしまっていたといわれるが、ここで紹介しようとするプレストンの新著は、こうしたコヴェントリーにおける産業革命の進行過程をいわば社会的に跡づけた地方史的モノグラフである。

イギリス産業革命史の一側面

ところで、産業革命期に関する特定地域の経済史研究としては、われわれはすでにワーズワース・マン（ランカシャー綿業）、クランプ（リーズ毛織物工業）、コート（ミッドランズ鉄工業）、アシントン（石炭業）等、数々のすぐれた業績を持っているわけである。そしてこれらの諸研究では、その対象領域という観点からすれば、すべてイギリス産業革命の推進力となった基軸的産業部門と地域が取り扱われていることが注目されるであろう。産業革命の正統的な研究にとつて、かかる対象設定が必須のものであることはいうまでもない。そこでは何よりもまず、歴史上、産業革命のもつ前進的側面、即ち生産力の輝くばかりの急上昇が取り上げられることになるであろうし、事実また取り上げられて来ている。こ

れに対してプレストンの著書は、特定地域を扱ってはいるけれどもそのような研究系列とはかなり趣きを異にするものである。即ち上記の諸研究と比較したばあい、アプローチの仕方や研究のもつ厚みの差異という点をしばらく措くとしても、まず第一に本書の研究対象の性格そのものが独特であり、著しく異っているのである。本書ではさきに触れたように、かつての特権都市における、しかも絹リボン織生産が追究されているが、周知の如くイギリス産業革命において絹工業の占める意義はまったく傍流的なものにすぎなかつた。それどころか、コヴェントリ絹リボン工業にとって、産業革命の進行とはある意味で自己の存立基盤の崩壊過程ですらあつたのである。してみれば、本書はその対象選択においてすでに産業革命史研究の主流を形づくる従来の研究系列から隔たつてゐるといわねばなるまい。

だが、私は上記の諸研究をひもといた時とはまた別種の興味をそそられて本書を読み終えたのであつた。本書では、恐らく都市工業であるが故に可能な、独特の「工賃表」に基づく賃銀決定方式、特権的な織布工層の守旧的性格としたがつて産業の停滞性、機械制工場の出現に対して「小屋工場」なるいじけた形態での対応、「工賃表」維持のための激烈な闘争と絹リボン工業そのものの共倒れの崩壊、等が叙述されており、これを要するに、変革の急速な進展からとり残されながら、しかもなお産業革命という歴史のうねりの埒外に留るこ

とは不可能であつた産業部門や地域——、これらが辿らざるを得ぬ経路の一つの原型がそこに示されているかに思われるのである。そしてそれは、技術革新がもたらす急速な産業構造の変貌を日々経験しているわれわれの経済社会にとつても、あなたがち無縁のことではない筈である。産業革命史を直接に専攻しているわけではない私が、本書紹介の筆をとつた理由の一つも以上の点にある。

本書は上記の諸研究に匹敵し得るような重厚な研究とはいひ難いであろう。それは必ずしも対象によって制約されている故ではない。むしろ本書における如き対象設定が、一定の方法的自覚のもとに行われ、産業革命史の全体的ペースペクティヴのもとに整序されていたならば、イギリス産業革命のあるドウンケルな側面を照し出すものとして、本書の内容ははるかに豊かなユニックなものとなつていたであらう。したがつていまのところ、本書の与えている主要な面白さは分析や叙述的確さにあるというよりはむしろ、本書が提示している素材そのものにあるように思われる。そこで私は本稿の課題をひとまず本書に現われたデータを私なりに整理しつつ、かなり詳細に紹介することに限定したい。その素材から如何なる問題を引出すかは今後の課題であらう。なお、本稿における各節の標題、および註はすべて紹介者が心覚えのため付したものであることをお断りしておく。

I 一八三〇年代までのリボン製造業の産業構造

一 一八世紀の初頭、コヴェントリ市に確立された絹リボン工業は、その後、当市北部の諸村落にも拡がりながら繁栄を続け、当市は模様付のリボン (fancy ribbons) および無地のリボン (plain ribbons) 生産の中心地となるに至った。

当面の時期(一八三〇年代)において、コヴェントリと競争関係にある外国の有力な絹リボン生産の中心は、フランスのリヨン、サン・ティエヌヌとスイスのバーゼルであるが、第一にイギリスでは一七六八—一八二六年の間、外国製リボンの輸入禁止という保護政策がとられ、第二に右の外国製リボンが高級品であるのに対して当市のそれが中級品であったという二つの事情が、コヴェントリ・リボン工業の発展を支える市場条件であったといつてよい。ただし右の第一の条件は、輸入禁止政策が行われている時でさえ密輸入が跡を絶たず、また折からの自由貿易論の抬頭に直面して保護政策は後退し、一八三〇年現在では二五%の関税が課せられているのみであった。この外国の競争という強大な圧力がのちにコヴェントリ・リボン工業の死命を制する契機となることは、やがて明らかとなるであろうが、ここでも予め念頭に置いておくことにしたい。

ところで、木綿工業のばあいと同じく、リボン工業もまた

イギリス産業革命史の一側面

その原料たる絹の供給を全面的に海外——フランス、イタリア、トルコ、極東——からの輸入に仰いでいた。若干の絹は撚糸として輸入されたが、他はイギリス国内の撚糸工業の手を経てコヴェントリに送られた。この撚糸からリボンに織られるまでの準備工程は、dying → winding → warping → quill filling 等の諸工程であるが、ここではその詳細に立ち入る必要はなからう。ただ、これらの諸工程には (イ)他の織維工業と同じく大てい婦人・子供が従事し、しかし (ロ)しばしば特に手先の器用さを要するため専ら手による作業 hand operation が行われ、したがって (ハ)木綿工業などと比較したばあい、当面の段階においてなお技術的にプリミティヴな状態にあったこと、(ニ)それゆえ機械化を期待しうる工程はさし当っては織布工程のみに限られていたし、それさえも機械化はすこぶる緩慢であった、といった諸点を指摘しておくことは無駄ではあるまい。

織布工程は周辺の諸村落にも拡張されたが、コヴェントリ市はこれらリボン織布業の中心であつてその機械は一三、〇〇〇台を数え、ほゞ三万の人間の生活を支えていたといわれる。そこでまず、コヴェントリ市の産業構造を検討し、つぎにこれとの関連において周辺諸村落(これらは行政的に市と区別された農村であるから、私は以下簡単のために仮に郡部と呼ぶことにしたい)のそれに触れておこう。

二 コヴェントリ市においてリボン工業に従事する者は (A)

manufacturers=masters (B) weavers=first-hand journey-men (C) journeymen's journeymen (D) factory operatives 等の諸階層に区分することができる。以下、順次にこれらを見てゆくことにしよう。

(A) manufacturers=masters 一八世紀末に至るまで当市のリボン工業は大把みにみれば、merchant manufacturers → undertakers → weavers という序列で前貸問屋制のもとに編成されていたという。その頂点に立つ極めて富裕な merchant manufacturers の営みの力点はむしろ商業活動にあり、彼らの warehouses を起点とする生産の実際上の組織(原料の前貸、完成品の集荷)は、請負仲介人たる undertakers の手に委ねられた。こうした生産の編成は他の繊維工業にも看取されたところであり、改めて詳論するまでもない。ただコヴェントリのばあゝ、(E) merchant manufacturers によるリボン織の買取り代金は、慣習的にその三分の一を undertaker に、残り三分の二を下請け織布工に配分されたこと、(F) こうした undertakers の一部には単なる仲介人たるにとどまらず、五・六台の織機を集めた織布作業場 loom shop を所有する者が現れていたこと、(G) ここでもまた、このシステムのもとで織布工が小資本を以て undertaker に上昇することは容易であったこと、などを指摘しておけば足りる。

一九世紀初頭、ナポレオン戦争期のブームを経て、上述の如き merchant manufacturers → undertakers という編成は

大きく変貌し、undertakers 層は旧守的な郡部を除けばその姿を消してしまった。ともかくも一八三〇年代におけるリボン製造の指導権は manufacturers=masters と呼ばれた層に移っていたのである。一八三八年の調査によれば、彼らのうち二七人が織布作業場 (loom-shop) なし工場 (factory) を有していた。なお、ついでながら、コヴェントリ市において蒸気機関による最初の工場は、一八三一年に至ってようやく建設されたが、織布工層の騒然たる反対運動を惹起し、以後、種々の条件が重なって同じ無地リボンの生産地ダービーと比較して発展の落差を大きくしていったことも記憶されよう。

(B) first-hand journeymen 自己の織機を所有する自営の織布工である。彼らの中には、(H) 自己の計算で働く少数の独立自営の生産者、および(同上記のマニファクチャラーのために働く大多数の下請の生産者、という区別が見出される。一八三八年の調査報告によれば、前者に属する織布工は四〇名であって彼らは合計一二一台の織機を所有する。後者に属する織布工は一八二八名、そのうち一六一四名が男子、残り二一四名が女子となっている。彼らには合計三九六七台の織機が所属し、そのうち三二四五台は彼らを含む家族員によって、残り八二二台は彼らの雇傭する (I) journeymen's journeymen (J) 「これについては後述」によって使用されている。右の数字からも推定される如く、こうした織布工はい

ずれも自宅に二台ないしそれ以上の織機を備え、一面ではマニユファクチャラーの下請工であると同時に、かなりの部分は他面において小親方的雇主として現われている点に注目されたい。^(註)

註 こうした側面は後段で賃銀問題を検討する際に一層明らかとされるであろう。ここではさし当って、彼らのむしろ独立小生産的＝小ブルジョワ的性格を確認しておくことにしたい。

コヴェントリ市におけるこの *〈first-hand journeymen〉* の特質に言及するばあい、彼らに独特な性格を与えている要因として、彼らの大多数がコヴェントリ市の「自由市民」(freemen) 層を構成していた点を逸すことが出来ない。「自由市民」という資格は中世からの遺制であるが、その資格取得条件——この点にコヴェントリ市の特異性があるのだが——は、男女を問わずある特定の営業について七年間、正規の徒弟修業をすますことである。そしてそのばあい、徒弟は親方を変えること(親方の死亡・破産等のばあい)は出来るが、その職種を変更することは許されなかった。

さて、このような「自由市民」たる身分には二つの特権が付随していた。その第一は下院議員選挙権であり、第二は放牧権である。まず、前者については「自由市民」のみがコヴェントリ市選出の二名の下院議員を選挙する資格を有していた。したがって、ある市民がいかに富裕であろうと、いかに

大きな影響力をもとうと、あるいはまたいかに人格識見がすぐれていようと、彼が特定職種について七年の徒弟期間を経っていないばあいは選挙権を持ち得ないのである。ついにながらこの選挙権有資格者は、事実上ほとんど全て男子であった。けだし、長い徒弟期間を完了する女子は極めて稀れであったからである。他方、「自由市民」が教区の救貧をうけた場合には、十二ヶ月間、投票権を失うことになった。以上は一八三二年の選挙法改正以前にあり、改正以後、選挙資格はやや緩和されて来るのであるが、ともかくも当面われわれにとって枢要なことは、「自由市民」とは右の選挙権に象徴される如くコヴェントリ市政の根幹を形づくる「特権階級」であり、*〈first-hand journeymen〉* の大多数がまさにこの階層に属していた、という事実である。そして一八三八年のコヴェントリ市人口約三〇〇〇〇人中、かかる織布工層はその家族を含めておよそ七〇〇〇人を占めるにすぎなかったことをも付言しておこう。

つぎに、「自由市民」の放牧権とは以下の如きものを指す。一八三〇年頃、コヴェントリ市の四分の三は未だ空地であったが、そのうちに約一〇〇〇エーカーほどを占める *〈Lanmas〉* および *〈Michaelmas〉* と呼ばれる土地があった。

この土地は一年の半分はその所有者達に排他的に所屬するのであるが、残り半年間(「ラマス」については八月一日よりキヤンドルマス二月二日まで、「ミカエルマス」については九月二九日よりミカエルマス)

キヤンドルマス

二月二日まで)は垣がとり払われて「自由市民」がこれらの土地に放牧(馬二頭と牡牛一頭または牝牛二頭と馬一頭)する権利を保持していたのである。中世においてならば充分に存在理由を認め得るこうした権利が、十九世紀の中葉になお再確認されて生きていくわけであるが、こうした事態が当市の発展を大きく制約することになることは、やがて明らかとなるであろう。ただし、例えば当市における産業の成長 ↓ 人口増大 ↓ 新市街地の形成等々という経路はこれらの土地の囲込を必須たらしめるのであるが、それはただちに「自由市民」||織布工層の放牧権と抵触することになるからである。われわれとしては、さし当りこの点にもまた、「自由市民」||織布工層の旧守性がひそんでいることに注目しておくべき。

(C) journeymen's journeymen <first-hand journeymen> に雇傭され、彼らの作業場で働く労働者。やがては journeymen に上昇することが期待され、社会的にはつぎの <factory hands or operatives> の上に位置する。一八三八年の調査報告によれば、彼らの人数は一二二五名。うち八七八名が男子、三四七名が女子となっており、彼ら自身を含む二八四〇名の生計を支えていた。以上の一二二五名中、八五二名は <first-hand journeymen> に雇傭されているが、残りの三七三名は工場で働いている。したがってこの部分は、事実上、<factory hands> の層に落ち込んでいくわけ

である。

(D) factory operatives or hands 工場労働者であるが、一八三八年調査報告では彼らの人数不詳。ただし、当時、二十七名のマニユファクチャラーの工場ないし作業場には五九八台の織機が備えられていたことが判明しているのであるから、工場で働く上記の <journeymen's journeymen> と共に数百人の恒常的「工員」がここに雇傭されていたことは間違いない。工場制の展開について彼らの重要性は次第に増してゆくこととなる。

ここで織機の問題について一言しておく。元来、リボン織には一時に一本のリボンを織る「手織機」single hand loom が使用されていたのであるが、無地のリボンについては一七七〇年頃から「オランダ織機」Dutch engine loom が導入されるに至った。これは数本のリボンを同時に織ることができたが、オランダ織機の適用は無地のリボンに限られ、模様付きのリボンについては依然として旧式手織機が用いられた。ところがやがて一七九五年、一層改良された「ジャカード織機」Jacquard loom が現われ、一八二〇年代後半にコヴェントリ市にも普及するにつれて、これと競合するオランダ織機は次第にジャカード織機によって代られる傾向にあった。しかしジャカード織機は必ずしも手織機を駆逐することにはならなかった。ただし、極めて高級な模様付リボ

ン、格子縞リボン (tartans) 等は依然として手織機で織られねばならなかったからである。

第 1 表

手織機	{市部部部}	130
	{郡部部部}	約7,000
オランダ織機	市部部	3,504
ジャカード織機	{市部部部}	1,678
	{郡部部部}	520

一八三八年の調査報告は各種織機の分布状況について第1表の如き興味深い数字を提供している。このデータからつぎの点が明らかである。まず第一に、コヴェントリ市内においては手織機はほとんど駆逐されてしまっており、改良された織機が圧倒的であること。第二に、オランダ織機は郡部に全く見出されぬこと、「この点に関する特殊事情は後述」。第三に、以上と対照

的に旧式の手織機はその低い性能にもかかわらず依然として数多く使用されているが、その地域はもっぱら郡部であること、換言すれば郡部では圧倒的に旧式手織機が支配的であることとらつてよら(五二〇台のジャカード織機は、郡部といつても Bedworth および Nuneaton の二村に集中)。

叙上の事實は、コヴェントリ市と周辺諸村落とがリボン製造業において決して同一の平面に並ぶものではなく、両者の間に特殊な関係が存在することを示唆するに充分であろう。

われわれはつぎにこの側面に論及しなければならぬ。
三 以下でいう郡部とは、コヴェントリ市の北部および北東部にあつてリボン織布地帯を形づくる諸村落を指している。

イギリス産業革命史の一側面

これらの地域は元来、炭坑地帯であつて、リボン織布業は炭坑夫の妻の副業として展開された。したがつてこれら郡部織布工の四分の三は婦人であり、さらに八分の七は婦人および児童によつて構成されていた。これがコヴェントリ市内と対比されるべき郡部の特質の第一点である。したがつてこの事実からつぎの如き帰結が生じた。即ち、彼らの工賃は家長たる坑夫や石工の所得を補う家計補充的性格が濃く、その工賃水準は極めて低かつたこと、これである。この点に関連して、コヴェントリ市の織布工に対して適用され、彼らの高「賃銀」を保障していた「工賃表」list of prices (これについては後述)の適用から郡部の織布工は除外されていたことも忘れるべきではない。

第二に、女子は改良織機の使用を慣習的に禁じられ、このため女子織布工が支配的であつた郡部に改良織機が普及することは効果的に阻止された。これが郡部には旧式手織機が圧倒的に多くオランダ織機は全く見出されぬ原因である(上段第1表参照)。したがつて、生産性の低い郡部の織布工が市部の織布工との競争に対抗する手段は、労働時間の延長の他はない。一八三四年 Nuneaton の手織工 single hand weavers は、コヴェントリ市における絶えざる engine loom の改善が彼らをこれ以上悪くなりようのない状態に陥し入れたことを難じている。しかしコヴェントリ市と郡部との関係において最も重要でかつ最も注目すべき事態と思われれることは、郡

部の織布工が市部に対して「産業予備軍」的役割を演じていることであろう。即ち、郡部の織布工は、市部が処理しきれぬほど大量の注文があった時のみ仕事を与えられ、景気が後退するといち早く仕事を奪われたのである。郡部はいわば経済理論でいう「限界耕作地」の如きものであり、市部の郡部に対する支配はこの点において頂点に達するといわねばならない。

II 一八三〇年代までのリボン製造業における賃銀問題

一 コヴェントリ市のリボン工業における最も著しい特色は、織布工に対する賃銀決定方式に見出される。ここにいう織布工とは、前節でみた *first-hand journeymen* を指し、彼らが自宅で働く下請織布工 (*outdoor weavers*) であることはいうまでもない。さて、製造業者マニファクチャラーによる、こうした織布工に対する賃銀は、予め労資双方の協商に基いて定められ、かつ市内リボン工業全体に共通する「工賃表」(*list of prices*) に従って支払われたのである。そしてこの賃銀は、その大多数が「自由市民」である織布工が、教区救貧の援助を受けることなく十分に生活しうるだけの水準でなければならなかった。したがって『名誉ある』製造業者と『名誉ある』織布工は、誰でも、このような水準以下の賃銀を与え、あるいは受取ることのないように一般的に同意されていたので

(註)
ある。

註

このような一見奇妙に思われる賃銀決定方式は、われわれが中世都市経済を律する根本原理ともいふべき、かの「公正価格」*justus pretium* を想起するならばうなづき得ることではあるまいか。驚くべきことはそのこと自体ではなく、むしろ一九世紀イギリスにおける一地方都市のリボン製造業に、その理念がしかと生き残っていたことであろう。

なお、ここではとりあえず *wage* に「賃銀」の訳語を当てておくが、その範疇規定の問題に関する私見については後段の註参照。

さて、しかしながら「工賃表」の完全遵守ということは事實上、困難な問題をはらんでおり、早くから「工賃表」をめぐる争議が繰り返されていた。いま、争議発生の主要な原因と思われるものを列挙するならば以下の如くである。

第一に、新しい生産性の高い織機が導入されるにつれ、旧い織機でなされた仕事に対する「工賃表」が維持され難くなったこと。この点は当市においても工場制が本格的に確立されて行く一八五〇年代に、最もアキュートな形をとって現れてくるのであるが、詳しくは次節において検討されるであろう。第二はコヴェントリ市において製造される多種多様なリボンの全種類にわたって「工賃表」を規定することは不可能であり、したがって規定外の種類に関する工賃決定には、す

こぶる論争の余地が残されることになったのである。第三に、そして最も根本的と思われる要因は、製造業者間、わけでも織布工の間における競争関係であろう。即ち、製造業者、とりわけこのばあいには小親方層 *small masters* が、

同業者間の競争に対処すべく賃銀の支払を「工賃表」の水準以下に切下げようと試みることは避けがたいといわねばなるまい。他方、リボン製造業に頻繁に訪れる景気後退は、絶えず織布工の失業を惹起せしめたのであった。かくして仕事を与えられるならば「工賃表」以下の賃銀でも働こうとする織布工が発生することは、これまた不可避的であったのである。ひとたび一部の製造業者が「工賃表」以下の賃銀切下げに踏み切るならば、競争の関係が爾余の製造業者に同様の措置を強制することになるのは明らかであろう。したがって「善き」織布工はもとより、「善き」親方もまた「工賃表」違反者に正規の標準を課すべき方策を探し求めたのであった。

その一は、当コヴェントリ市のリボン工業に関する賃銀規制法を制定しようとする動きである。一八一八年、コヴェントリについて「スピタルフィールド法」(一七七三年)に準じた法案を通過せしめようとする請願が当市から国会に出されている。だが、こうした動きは時代の潮流に棹さすものというべきであって、国会はこの請願に冷淡であったし、「スピタルフィールド法」自体が一八二五年に廃止されるに至っている。しかし、それにもかかわらず、コヴェントリ市民と

いたる処の手織工層から賃銀保護の法制化が執拗に要求され続けたのであった。

その二は、組合の結成とストライキという手段である。一八一九年、「工賃表」の違反に対して短いストライキが行われ、市当局の斡旋のもとに改めて新「工賃表」が起草・署名・公表された。そしてこの「工賃表」維持のために、織布工層と親方層が同盟して単一の組合を結成しその基金を設定している。ただし、これは団結禁止法に抵触するとして間もなく解散せしめられているが、経過的にせよ「工賃表」維持に労資が利害の一致を見出していたことは特徴的である。一八二〇年代の半ば以降は親方層と分離して織布工層のみの組合が結成され、「工賃表」維持の闘いが進められることになる。即ち、織布工の集会においては、「工賃表」に違反した製造業者に雇われている織布工はストに入ること、および同一部門の他の製造業者に雇われている織布工は、ストに入った仲間のため醜金すべきこと、が決議されるのを常とした。そして時としては、リボン製造業のある部門のストに対して他部門の製造業者から献金をみるばあいもあったのである。

あるばあいには、織布工層の闘争戦術は、さらに市の世論へのアピールにまで拡がる。彼らは『市の尊敬すべき住民』を説得しつつ『雇主と労働者間の不幸なる争いを解決するため、全市集会の開催を市長に要求する署名を集めた。かくして開かれた集会においては問題解決のため、市の有識

者からなる委員会が設けられ、「工賃表」違反が審査された。これに対して製造業者はもし彼の競争者たる他の業者が同様に支払うならば、個人的には喜んで「工賃表」に従って賃銀を支払う用意がある、と交々答えたという。当時、コヴェントリにおいては世論を前にして公然と「工賃表」を批判する者が皆無に近かったことは興味深い事態であったといわねばならない。

かくしてとにもかくにも、一九世紀初頭においては、否一八二〇年代末においてさえも、労資双方の代表が合い会し、激突することなく「工賃表」の引上げないし引下げを協議しえたのであった。それでは、こうして定められた「工賃表」による賃銀の水準はいかなるものであったか。これがつぎの問題である。

二 コヴェントリ市の「工賃表」に基づく賃銀支払に關してまず指摘するべきは、それが出来高払 pay by the piece の形態をとっていた点であろう。この方式は下請織布工については当然であるが、「工場」で働く工員(factory hands)に關しても適用されていたようである。「工賃表」に基づく賃銀支払方式の帰結と考えられる。まずはじめに、通例の状態で得られる一週間当りの賃銀を各階層別に示すと、第2表の如くなる。ここで、例えば同じくオランダ織機を用いて雇主のために働きながら、「工場」で働く(factory hands)の賃銀は、織機を所有して自宅で働く(first-hand journeyman)

と比べて一シリリング(ジャカード織機のばあいも同じ)だけ差引いて支払われている点に注目されたい。この一シリリング

第 2 表

階 層	オランダ織機	ジャカード織機
first-hand journeyman working on his own account		15s 6d
first-hand journeyman working for manufacturer	10s 6d	14s
factory hands	9s 6d	市部 13s 郡部 9~12s
journeymen's journeyman working in factory	9s 6d	13s
journeymen's journeyman working for first-hand journeymen	8s 8s 6d	10s 6d

はfirst-hand journeymanの固定資本の減価償却費、即ち当時の表現によれば彼の「織機と仕事部屋」の補修費と考えられていたのである。

つぎにjourneymen's journeymenの賃銀は、彼らが「工場」で働く場合はfactory handsと同一である

が、〈first-hand journeyman〉の職場で働く場合にはこの
〈first-hand journeyman〉が製造業者から受取る分から
「織機・仕事部屋の家賃・利潤」として、二シリングないし
二シリング六ペンス（オランダ織機の場合）を、あるいは三
シリング六ペンス（ジャカード織機の場合）を差引かれた残
余が支払われていたのである。^(註)

註

叙上の事實は等しく「工賃表」に従って支払われ
る「賃銀」の中に、実はその範疇を異にする二つの
ものが混在していることを示唆していると思われる
ので、ここで若干の吟味を加えておく。

〈factory hands〉や〈journeymen's journey-
men〉の受取るものは文字通り範疇としての「賃銀」
であるが、〈first-hand journeyman〉の受取って
いる報酬はそうではない。彼らは織機や仕事部屋を
も含む家屋を所有しており、彼らの仕事の対価には
いわばCプラスVプラス潜在的Mが含まれていると
考えられるからである。事実、彼らが自己の仕事場
に〈journeymen's journeyman〉を雇っている
場合に利潤部分が留保されていることは、第2表を
一見すれば明らかである。即ち、雇主のために働
く〈first-hand journeyman〉の対価中、一シリ
ングはさきに見たように彼の固定資本償却部分であ
った。しかるに彼が〈journeymen's journeyman〉
を雇った場合、その賃銀を支払った後になお、二
シリングないし二シリング六ペンス（オランダ織機

の場合）が彼の手許に残される。したがってこれから
さきの固定資本償却部分を差引いた一シリングない
し一シリング六ペンスは、〈first-hand journeyman〉
の利潤と考えてよい。同様にしてジャカード織機
の場合は二シリング六ペンスという数字が得られ
る。

以上、独立織布工の場合はいうまでもなく、製造
業者のために働く下請織布工の場合でも、その受取
る対価を他の職人層の場合と混交して「賃銀」と呼
ぶことは理論的には妥当でない。私はこれを前者と
区別して「工賃」とでも呼ぶべきであると考ええる。
けだし、彼らは労働力そのものの販売者ではないか
らである。彼らの小ブルジョワ的性格は、やがてコ
ヴェントリ市に産業革命の嵐が到来する時、頑なま
での小生産者の保守性として露呈されることになる
であろう。

以上はコヴェントリ市内に関するものであるが、最後に郡
部の下請織布工について一言しておこう。彼らが賃銀の支払
に関して「工賃表」の適用から除外されており、したがって
低い賃銀のもと、旧式の織機を以てミゼラブルな生活を営ん
でいたことにはすでに触れたところである。一八三八年の調査
報告は、二七人の製造業者が「工場」内に五九八台の織機を
備えていると同時に、その外業部として一、二六四台の織機
を雇っていたことを明らかにしている。この外業部が郡部
の下請織布工層を覆うものであることは十分に推定しうると

ころであろう。こうした諸事実を併せ考えるならば、この郡部の下請織布工層は「資本制家内労働者」と呼ばれるべきものではないかと思われるが、この点を確認するデータは本書では与えられていない。

III ヲヴェントリにおける産業革命の進行と「小屋工場」の形成

一 上述のような「工賃表」を構成原理とするコヴェントリの産業構造は、一八三〇年頃まではともかくも維持されて来た。しかしその後、すでに現われていた裂け目は益々大きくなり、一八六〇年、ついに「工賃表」は廃棄されることになる。だが同時に、それはコヴェントリ絹リボン工業の全面的崩壊でもあったのである。以下、そうしたプロセスを、まず「工賃表」システムの解体を促した二つの要因を取り上げながら紹介してゆこう。

その一つは、コヴェントリに導入された時計製造業のインパクトであり、それは (1) 同製造業においては「工賃表」が不要であること、(2) 絹リボン工業からの職人層の流出、という二点に集約されよう。恐らく一九世紀のはじめに導入されたと思われる時計製造業は、同世紀三〇年頃までには当市にゆるぎない地歩を占めつつ発展し、一八五一年にはコヴェントリ市に二、〇〇〇人の時計製造人 (watchmakers) を数えるに至ったという。当面、関連する限りで時計製造業の特色

を挙げれば——、まず (1) その経営形態は親方・日雇職人・徒弟からなるいわゆる家内工業の姿をとり、絹リボン織と比較して (2) 一層高度の熟練労働が用いられ、(3) 需要の変動が少なく市場が安定的であった。このため、絹リボン工業における夫と妻の合計額に等しい収入をここでは夫のみで得ることが出来たし、また双方の平均的な親方層の生活水準を比較しても、両者の家屋構造の差にも現われている如く時計製造人の方が一層富裕であった。かくして時計製造業においては、その生活水準を維持するため「工賃表」に基く保護を必要としなかったのである。以て旧来のコヴェントリ産業構造に与えた影響のほどが推察されるであろう。

次に、以上の事実はやがてコヴェントリの職人層、とりわけ「自由市民」層の間に時計製造業の絹リボン工業に対する優越性を強く意識せしめることとなり、後者から前者へ転換しようとする動きが現われるに至った。それは両者における徒弟数の変動に最も明瞭に看取され、一八三〇年代以降、絹リボン工業における新規の徒弟数は減少するのみであったのに対して時計製造業のそれは増大している。また一八三〇年代において徒弟の四八％は絹リボン織に、二八％が時計製造業に属していたのであるが、一八五〇年代には夫々二〇％および五四％という割合となり、その比率は完全に逆転するに至っている。時計製造業はかかる職人層の流入に「出を通じて」もまた、織布工層の社会的地位を「結果的に」押し下げ、

「工賃表」システムを蝕むこととなったのである。

しかしながら何と云っても「工賃表」に対する決定的打撃となったのは、コヴェントリにおける機械制工場の出現であろう。すでに触れた如く、コヴェントリの絹リボン工業における機械制工場の形成は極めて遅々たるものであり、一八三八年に至っても二人の製造業者が蒸気機関(とそれを動力源とする織機五三台)を採用しているのみという有様であった。そうして一八四〇年代以降、即ちすでにダービーにおいて展開されていた工場制生産が当市の無地リボンをようやく脅かすに及んで、その側圧のもとに蒸気力工場(steam-lark)の建設が徐々に進んでいったのである。即ち、一八五一年までには大小あわせて一二工場が現れ、さらに一八五九年にはコヴェントリ市における工場数一五、そこに備えられた力織機数は、一二五〇、という数字が報告されている。こうした工場制の拡張につれて、賃銀決定方式をめぐる問題は決定的な新事態に直面することとなった。

まず第一に、新しい工場における生産性の高まりは、そこで働く〈factory hands〉に対して従来よりも高き賃銀を、しかも個数賃銀ではなく週賃銀の形で与えることを可能ならしめ、したがって彼らは益々「工賃表」を不要とするに至った。工場主もまた「工賃表」を無視しつつ、経験ある〈factory hands〉を自己の工場に引抜こうと試みたのである。かくして一八五八年、製造業者は過去五年間に週賃銀が一二〜一三

シリングから一七〜一九シリングにまで上昇したと述べている。しかしながら他方、生産性の低い下請織布工層(first-hand journeymen)にとっては、競争に対抗して彼らの生活水準——それはこれまでは全職人層のうちで最も高いものであった——を維持するため「工賃表」による保護を益々必要とすることになる。こうして織布工層の利害の内部分裂は次第に覆い難いものとなったのである。

第二に、このような事態に対応して「工賃表」維持のための闘いは、その性格を転換せしめられた。即ち、従来まで「工賃表」のための闘争とは正直な多数派が不正な少数派に対して公正な工賃を支払わせ且つ受け取らせることであった。しかしいまやそれは、下請織布工が工場制に対して試みるデスペレートな抵抗となってしまったのである。そしてそのことから第三に、一八三〇年以降も下請織布工層は「工賃表」維持のために、従来通りスト、資金カンパ、調停集会の開催、世論への訴え等、種々の闘争手段を以て闘ったのであるが、製造業者側の態度は次第に強硬となり世論もまた彼らに組せず、情勢は困難の度合を深めて行った。ここにおいて下請織布工層が工場の競争に対抗するためにとった対応形態こそ「小屋工場」(cottage factory)の設立に他ならぬ。

二 ところで、一九世紀の初頭、コヴェントリ市の織布工層(first-hand journeymen)が住んでいた家屋は二階ないし三階建であり、その内部は三ないし四室と仕事場(work shop)

から成り立つものであった。そして例えば Castle Street とか Vernon Street とかの街路に面して各軒が横に一行をなして並んでいた。ここでいう「小屋工場」とは、こうした織布工の何軒かの家屋に共同で蒸気機関を導入したものを指している。例えば元から家屋に附属していた小屋を機関室として、蒸気機関から軸系シャフトを以て動力を各家屋に導くのである。したがってここでは経営形態も経営規模も以前とはいささかも変るところがなかった。かかるもの「工場」の名で呼ばれたのは、単に、織布工層の自宅で動力が用いられたため工場法の適用範囲に入ることとなった故であろう。このような旧来の家屋を利用した動力の採用は一八四七年頃を起点として織布工層の間で急速に普及していったが、やがてさらには初発から蒸気機関の共同使用を意図して設計された一群の家屋が新たに建てられるに至った。そのうちで最も典型的なものは Eli Green によって一八五八・九年に建てられた三階建の六七軒からなる小屋工場群であろう。それは Berry Street, Vernon Street および Brook Street に面して三角形の1ブロックを形づくり、中庭に共同の機関室が設けられていた。この場合でも蒸気機関の共同利用とは、そこに住む織布工たちが共同して購入するという意味ではなく、各人が蒸気機関の所有者に対してそれを動力源とする織機一台当り週に二ないし三シリングの賃借料を支払うという形をとっていたのである。

かくして「小屋工場」とは、工場制の時代においてもなお小生産者であることを飽くまで固執する織布工層の対応形態であった。即ち著者の表現を借りれば「工場制をば、各自が好む時に働きうる名譽ある自由に対する侵害として嫌悪し、また自分の織機も持たぬ心掛けの悪い織布工——彼らはとうに工場で働いていた——を軽蔑しつつ、織布工層が自己の生活様式を保持しようとした」ことの産物なのである。すでに記した如く一八五九年には大きな工場が一五、それに一、二五〇台の力織機が備えられていたが、これと並んで各々二ないし六台の織機をもつ三〇〇の小屋工場が存在しており、一八六〇年にはその数三八三軒と記録されている。いまやコヴェントリでは一方に高い生産性をもつ大工場、他方にはおびただしい数の小屋工場、この相異なる二つのシステムが相互に激しい対立を孕みながら並存しており、やがてコヴェントリ絹リボン工業の帰趨を決する決定的時期を迎えることとなったのである。

IV 工場に対する織布工の抗争とその帰結

一 機械制工場の進展に対して、下請織布工層は前述の如き小屋工場の形成を以て対抗したのであるが、それにもかかわらず彼らの受取る工賃を「工賃表」に基く水準に維持することは次第に困難とされるに至った。そうして一八五八年およ

び一八六〇年、「工賃表」をめぐる最後の大きな大争議が発生することになったのである。これに立ち入る前にその前提として、コヴェントリ絹リボン工業における賃銀形態について総合的な補足をしておこう。(1)まず、若干の大きな工場で働く工員 (factory hands または factory weavers) に対してはすでに記した如く週賃銀の形態で支払われており、これについてはこれまで反対はなされてなかった。しかし、生産性の向上を基礎として高い賃銀を支払うことが可能であった最新の工場と違って、古い設備を持つ工場では競争上、とうてい週賃銀の上昇に歩調を合わせることが出来ず、工員に対し「工賃表」に基く出来高払いへの復帰が提案され、合意された。したがって工場で働く工員の賃銀には、しばらくの間二つの形態——古い工場における個数賃銀と新しい工場における週賃銀——が並存することになったのである。(2)第三は下請織布工が製造業者から受取る出来高払いの工賃であり、一八三五年に協定された「工賃表」に基いて支払われていた。さてこれら下請織布工層が小屋工場を以てしても、生産性の低さから工場の競争力に太刀打出来ず、「工賃表」維持が困難となったことは上述の通りである。ほかの地域における他の繊維工業部門では、機械制工場の強大な競争力に直面して一八二〇年代から三〇年代にかけて織布工層の工賃が大巾に圧し下げられ、悲惨極まる事態を若起したのであった。コヴェントリにおける下請織布工層は同じ問題に直面しつ

つ、実に狂乱を既倒に返そうとする方策をとったのである。即ち、彼らは自己の工賃水準を維持すべく、新しい機械を採用したすべての工場主もまた、彼らが現に受取っていると同じく一八三五年の「工賃表」による個数賃銀を工員に対して支払うよう強要したのであった。つまり、工場をも含め市全体を通ずる個数賃銀制の確立の要求である。われわれは、この驚くべき要求とコヴェントリでは織布工が自由市民であることとの関連を改めて想起すべきであろう。

週賃銀制のもとでは生産性の向上による利益は工場主のポケットに入るのみであり、個数賃銀によって収入が増すという議論に誘導されて、工員、即ち工場で働く織布工は個数賃銀制への全面的復帰という下請織布工の提案に同意した。一方、すでに個数賃銀で支払っていた製造業者は一定の条件付で一八三五年の「工賃表」による支払に同意した。その条件とは現に週賃銀を支払っている製造業者も同様に従うならばということであり、弱小工場主である彼らはこうすることに よって、新しい工場との生産性の落差を消失せしめることを狙ったのである。かくて彼らの暗黙の奨励のもとに下請織布工と工員との同盟が成立し、織布工組合は週賃銀を支払っている六人の主要な工場主に対してストライキを以て「工賃表」の実施を強要するに至った。六人の工場主は相互の結束を固めつつ要求を拒否し、『工員諸君ならびに公衆に訴う』なるピラにおいて、彼らの工場の一つでもストに入るならば

他の五工場すべてをロック・アウトにすることを宣言した。かくて一八五八年九月四日、三工場において工員がストに突入し、これに応じて直ちに六工場がロック・アウトされるに及んで争議の幕が切つて落されたのである。

当地の新聞「コヴェントリ・ヘラルド」紙はストを強く批判し、また織布工に同情的な「コヴェントリ・スタンダード」紙も織布工側の撞着を次のように指摘した。第一は目下のストは個数賃銀を要求しているが、かつてラトリップ氏の工場で個数賃銀が実施された時、今とは逆に週賃銀を要求してストが行われたこと。第二に、工場主に対して「工員への」個数賃銀支払を要求している下請織布工自身が、実は自宅に雇傭している職人に週賃銀を支払っていること。そして最後に、かかる労働争議が続けられるならばリボン工業自体が当市を去ってしまうであろうと警告したのであった。

元来、この度のストに関しては工員と下請織布工との利害の共通性が稀薄であり、週賃銀の工員は最初から強制されてストに入った感じを拭えなかった。ストが長びくにつれ彼らは工場に戻ろうと望んだが、大部分の工員は組合と委員会の決定を敢えて否もうとはしなかったし、散発的なスト破りは織布工達によって実力を以て阻止された。また就業している織布工が多数であり、醜金による精神的なスト支援（スト工員に対して週七シリングの支給）が行われたことも注目される。そして八週間後、ついに六人の工場主中五人までが屈し

て、市長を通じて織布工組合の委員側と協商に入ること承認し、ストは織布工側の勝利を以て終った。

しかし、この織布工の勝利の代価はすこぶる高価なものであったといわねばならない。なぜなら、「工賃表」に基づく個数賃銀制の全面的復帰は、工場における新鋭機械の採用↓生産性の向上を工場主にとって無意味なものたらしめ、コヴェントリにおける機械制工場の展開を押しとどめることに帰

結し、その結果は他地方におけるリボン工業との競争において決定的にたち遅れることとなったからである。

第 3 表

年次	フランス・リボンの輸入額(年)	コヴェントリのリボン生産高
1854—59	£ 1,000,000	—
1860—66	£ 2,000,000	£ 2,500,000
1870	£ 3,000,000	£ 1,000,000

されてみると、それは自由貿易の名のもとに実は極めて不公平な点を含んでいた。即ちイギリスに入るフランスのリボン

二 「工賃表」をめぐって織布工と製造業者、小屋工場と工場の確執が続けられている間に、外部の情勢は大きく転回しつつあった。一八六〇年のはじめ、対仏通商条約の協商が進行しており、その内容の中には外国からの輸入リボンに対する関税の大巾引下げが含まれているという噂がコヴェントリに伝えられ、全市は大きな衝撃に襲われた。条約が締結

織に対しては関税が課せられていないのに対して、フランスに輸出されるイギリスのそれには関税が課せられていたのである。ともかくもこうした通商条約、流行の変化、コヴェントリの労資の分裂、等をフルに利用しつつ、フランス製リボンはたちまちイギリス市場を席巻するに至った。一八五四年以後におけるフランス・リボンの輸入は3表の如く急激な増加をみせているのにひきかえ、コヴェントリの生産高は逆に激減し、一八七〇年には輸入額の三分の一を占めるに過ぎぬところまで低下している。そのコヴェントリにおける帰結は織布工層の大量的失業と「工賃表」問題の再燃に他ならなかった。

ここに至って「スタンダード」紙はコヴェントリのリボン工業の将来に関する、製造業者と織布工との協議を慫慂した。しかし一八五八年の敗北の復讐を意図しつつあった製造業者は、互いに結束しつつ突如として「工賃表」の一方的廃棄を宣言するに至った。参考までに七月六日付の宣言ピラを左に訳出しておこう。

コヴェントリの織布工に告ぐ

最近になって外国製リボンに対する関税が免除され、また種々の原因から製造業の情況が変化したため、われわれがかつて署名した工賃表をもしや維持出来ぬことになった。よってわれわれは工賃表よりわれわれの名前を撤去するものである。

以上がすべてであって、もし必要が認められるならば工賃の引下げを含めて工賃表を維持するための交渉を持ちたいという織布工の要求は拒否された。彼らはゼネスト以外に選択の余地は残されていないことを悟り、数日後コヴェントリの一五マイル以内ではすべての織機が休止することとなったのである。

これまでと異って今度のストライキでは、織布工側に著しく不利な内外の諸条件が重なっていた。第一に、彼らの経済状態についてみれば、スト開始以前から織布工の多くは失業していたので家計はすでに不如意となっていたのであり、従来まで行われて来た醸金によるスト織布工へのカンパ活動も、今回はゼネストであるため少い基金をまたたく間に枯渇せしめてしまった。組合の委員会は他産業・他地区に鬭争資金の援助を訴えたのであるが、集まった援助は必要とされる金額に対して僅少に過ぎなかったのである。これに加えて第二に、世論の風当りはストに対して厳しく、例えば織布工の旧くからの友である商店すらも今回は彼らに対する掛売を断るに至った。第三に、製造業者の結束は前回よりはるかに堅く、組合の委員会は織布工の一部を就業せしめようとして製造業者に対して工賃表による支払いを個別的に説得したのであるが、殆どすべて拒否されたのである。こうしてストライキが長期化するにつれ織布工達は次第に飢餓状態に陥り、いまままで様々な圧力を以て抑えられて来た組合内部の動揺・分

裂はようやく表面化するに至った。例えば工員の指導者T・リードは、下請織布工のためにこれ以上工員に対して犠牲を強いることははや出来ぬと公言する。かくて八週間にわたる陰惨な闘いの後、織布工層は矢尽き刀折れてストを終結せざるを得ず、同時に工賃表は最終的に撤廃されたのであった。著者の記述によれば「外国製リボンへの関税なしには、ストを打つことは不可能であることを織布工は悟ったのであるが、しかし悟るのは遅すぎたのである」。

では、念願の「労働力の自由取引」を獲得したコヴェントリの製造業者は、果して勝利者であったか。次の簡単な数字がこれに答えるであろう——。争議が開始される前、製造業者の数は八〇人以上。しかし一八六五年までに残った者はわずかに二〇人のみ。そして五十人以上が破産。コヴェントリ地区の織機が休止している間に、サン・ティティエンヌやバーゼルの製品がイギリス市場になだれ込んで来ていたことはすでに触れたところである。

他方、小屋工場を営んでいた織布工層はどうなったのであろうか。一八六一年、工場検査官R・ベーカーは次のように報告している——、即ち、三八三軒の小屋工場のうち、一年前と同一の織布工が経営しているものは一九八軒のみ。八三軒は新しく人が変わり、二五軒は空屋と化し、そして六八軒の小屋工場では実に蒸気力から人力へ変っている、と。以前には蒸気機関によって駆逐された少年労働が、不況の到来と

ともにいまや織機を運転せしめる動力源として、逆に蒸気機関を駆逐しているというのである。まことにそれは小屋工場〔を営む小生産者〕の末路を象徴する陰惨極まりない光景であった。